

滋賀県ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県広報課が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページ等にリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 広告の位置

トップページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/>の中央下部

その他ページ 右中部（個別にデザイン化しているページ等、広告が掲載できない一部のページを除く。）

(2) 枠数 8枠

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告

(2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

(3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

(4) 選挙に関する広告

(5) 政治性のある広告

(6) 宗教性のある広告

(7) 社会問題についての意見広告

(8) 個人の氏名の名刺広告

(9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

(10) 責任の所在が不明確な広告

(11) その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

2 前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、県が別に定める。

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類および規格については、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告
- (2) 広告の規格 大きさ縦 46 ピクセル・横 180 ピクセル
形式 GIF (アニメ不可)・JPEG
データ容量 50KB 以下

2 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
(例) コントラスト (明度差) が強い画像の使用等
- (3) 実際には機能しないもの
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) 県事業と混同する恐れがあるもの
(例) 県ホームページと類似する色調や字体、用語の使用等
- (5) その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の募集は、原則としてホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

- (1) 広告の掲載期間が長いもの
- (2) 公共性が高く、県民の福祉の向上につながるもの
- (3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集を行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間は1ヶ月単位とし、最長6ヶ月までとする。ただし、広告枠に空きがあり、かつ満了までに期間延長の申込みがあった場合は、掲載期間を延長することができる。

2 広告の掲載を開始する日 (以下「広告掲載開始日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日 (以下「広告掲載終了日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 第2項および前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告

掲載終了日は、県が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「滋賀県ホームページ広告掲載申込書」(様式第1号) および「誓約書」(様式第1号 別紙)により、県に申し込むものとする。また、広告掲載期間の延長を希望する者は、「滋賀県ホームページ広告掲載延長申込書」(様式第1号の2)により、県に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 県は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条、第5条、第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 県は、前項の規定により決定したときは、「滋賀県ホームページ広告掲載(不掲載)通知書」により当該申込者に通知する。

(広告原稿の作成および提出)

第10条 広告主は、県の指定する日までに、原稿を県の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は1枠あたり月額40,000円(消費税および地方消費税を含む)とする。

2 広告主は、原則として広告掲載料を県が指定する日までに、県が発行する納入通知書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の方法)

第12条 県は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を原則として広告掲載開始日の午前9時までに掲載するものとする。

2 県は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の翌日の午前9時までに削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき

(2) 第11条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき

(3) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき

2 県は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により県に申し出なければならない。

3 県は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、申し出を受けた日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第15条 県は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第11条第1項の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1ヶ月中で1日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県がホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が2日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項および前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ県に協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第 10 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 17 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 5 日前までに県に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 29 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 26 日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

2 「滋賀県ホームページ広告掲載要領」(平成 17 年 3 月 29 日施行)は廃止する。

付 則
この要綱は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 24 年 12 月 3 日から施行する。

付 則
この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 2 年 12 月 9 日から施行する。

付 則
この要綱は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

様式第1号

滋賀県ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

滋賀県広報課長

申込者 氏名
(団体にあつては、名称および代表者の氏名を記入してください。)

滋賀県ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。
申込みに当たっては、滋賀県ホームページ広告掲載要綱等の内容を順守します。

記

1 広告内容

(1) 希望期間 (掲載期間は1ヶ月単位で、最長6ヶ月までです。)

年 月 日 ~ 年 月 日

(2) ホームページ広告の内容

(3) リンク先ホームページの内容

(4) URL

2 連絡先

(1) 住 所 : (〒 -)

(2) 担当者氏名 :

(3) 電 話 :

(4) F A X :

(5) E - m a i l :

誓 約 書

私は、滋賀県ホームページにおける広告掲載に申し込むにあたり、下記に記載する滋賀県ホームページ広告掲載要綱第 4 条第 1 項各号および滋賀県ホームページ広告掲載基準第 2 条に該当する者でないことを誓約します。

なお、下記(10)、(12)について、県が必要な場合には、関係各機関に照会することについて承諾します。

記

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業およびそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし特定商取引に関する法律第 30 条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のあっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 県税の滞納がある事業者
- (11) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者
- (13) その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

年 月 日

滋賀県知事

住所〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

氏名〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(身分証明書・社員証等の提示により押印に代えることができます。)

生年月日〔代表者の生年月日・性別〕

年 月 日 性別 (男・女)